

Q 相続税が課税される「遺産」総額は？

課税
される
遺産
総額



遺産の 総額

(死亡保険金を含む)

土地

家屋

一般の動産

有価証券
保険金(みなし相続財産)
預貯金等

被相続人からの
相続開始前3年以内の
贈与財産

相続時精算課税を
適用した
贈与財産



非課税財産 等控除部分

死亡保険金の
非課税限度額

500万円 ※1

× 法定相続人の数

死亡退職金の
非課税限度額

500万円 ※1

× 法定相続人の数

債務・葬式費用



基礎 控除額 ※2

3,000万円

+

600万円

×

法定相続人の数 ※1

*当資料に記載の内容は、平成29年5月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。
今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務の取扱等については(顧問)税理士や所管の国税局・税務署等にご確認ください。

※1 法定相続人の数とは：民法の法定相続人の数に、次の点を反映させたもの。
①養子がいる場合、1人を算入(養子が2人以上で実子がいない場合、2人まで)
②相続放棄した者がいる場合も、その者を算入

※2 基礎控除額については：相続税法では、被相続人の残した遺産の額(加減算すべきものあり)から基礎控除額を控除することとされており、遺産を取得した者がそれぞれ基礎控除額を受けられるということではありません。

(お問い合わせ先)